

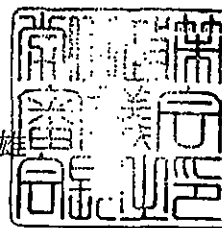
労審発第610号

平成23年3月28日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄



平成23年3月28日付け厚生労働省発能0328第1号をもって諮問のあった「第9次勤労青少年福祉対策基本方針（案）」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙の「記」のとおり。

(別紙)

平成 23 年 3 月 28 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

職業能力開発分科会

分科会長 今野 浩一郎

「第 9 次勤労青少年福祉対策基本方針（案）」について

平成 23 年 3 月 28 日付け厚生労働省発能 0 3 2 8 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記について、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成 23 年 3 月 28 日

職業能力開発分科会

分科会長 今野 浩一郎 殿

労働政策審議会職業能力開発分科会

若年労働者部会

部会長 清家 篤

「第 9 次勤労青少年福祉対策基本方針（案）」について

平成 23 年 3 月 28 日付け厚生労働省発能 0 3 2 8 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記について、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。